

高山農業振興地域整備計画の変更について

(農振農用地区域からの除外、編入、用途変更の申請)

※農振農用地区域からの除外については、次に示す「除外の要件」「除外の目的」を満たすほか、他法令による許認可の見込みがあることが必要となります。

- 1 申請受付期間 **令和8年4月27日(月)～5月27日(水)** 土・日・祝日を除く
- 2 除外の要件
 - ① 緊急性を要するもの(変更完了後1年以内にその行為を行うもの)
 - ② 農用地区域外に代わるべき土地がないこと
 - ③ 地域計画の達成に支障がないこと
 - ④ 位置的に農地の集団性を侵食しないもの
 - ⑤ 担い手への利用集積に支障がないこと
 - ⑥ 農用地または農用地の利用上必要な施設に支障がないこと
 - ⑦ 農業用公共投資事業が実施中または事業完了後8年以内の農用地でないこと
- 3 除外の目的
 - ① 農家住宅(概ね1,000㎡以内)
 - ② 分家住宅(概ね500㎡以内)
 - ③ 宅地に隣接した農業用施設
 - ④ 公共用又は公益上必要な施設
 - ⑤ その他特に必要と認めるもの
(既存施設の拡張、隣接地と同用途の施設、都市基本計画に沿った施設等)
※添付書類⑨事業主体の土地選定状況調査票に詳しく記入してください。
- 4 編入の要件
 - ① 過去に除外したが、目的を達成することなく農地として利用している場合
 - ② 過去に除外し農業用施設を設置した場合で、引き続き農業用に供することを目的とする土地
- 5 用途変更
 - ① 農用地に隣接した農業用施設用地(堆肥舎、農作業場、農機具庫、農家等が設置・管理する製造・加工施設及び販売施設)
- 6 申請の留意事項
 - ① 申請の概要及び土地選定理由については、具体的に記入すること
 - ② 中山間地域等直接支払の対象予定農地、利用権設定による貸地、農業者年金の特例対象農地、納税猶予の特例対象農地、多面的機能支払対象農地等でないこと
- 7 添付書類
 - ① 土地の全部事項証明書
 - ② 申請地位置図
 - ③ 公図の写し(分筆を行う場合は予定線を記入)
 - ④ 土地利用計画図(建物等の配置がわかるもの)
 - ⑤ 申請地の状況写真(除外等の区域を赤で囲む)
 - ⑥ 分家住宅建設を目的とする場合は、続柄が分かる戸籍謄本または、住民票等
 - ⑦ 誓約書
 - ⑧ 地域計画変更等申出書(地域計画の対象農地から除外する場合)
 - ⑨ 事業主体の土地選定状況調査票
- 8 その他 申請書裏面の誓約書に署名のないものについては、**申請を受理できません**のでご注意ください。
申請から許可までは1年程度かかりますので、あらかじめご了承ください

申請書の提出先

高山市役所農務課または各支所基盤産業課

問い合わせ先

高山市農政部農務課

農委・農地係

TEL(0577)35-3141

FAX(0577)35-3166